

後期高齢者医療制度のお知らせ

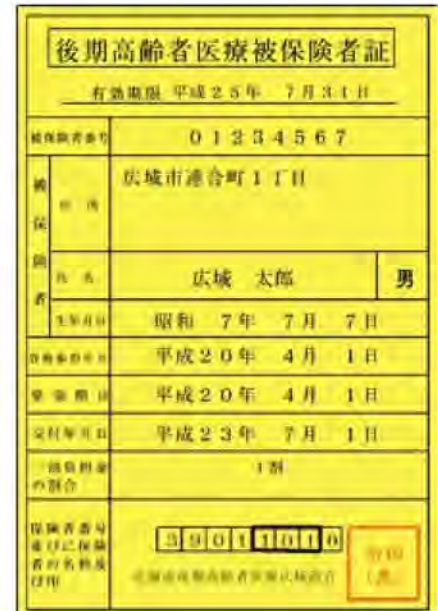
保険証(被保険者証)の一斉更新について

■新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民課年金保険係までお申し出ください。
- 今回から、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります。



保険証の色は変わりません(黄色です)

◆医療機関での窓口負担(一部負担金)の割合

医療機関での窓口負担の割合は、前年の所得により1割(一般)と3割(現役並み所得者)に分かれます。

『一般』の方

窓口負担 1割

『現役並み所得者』の方

窓口負担 3割

●「現役並み所得者」について

「現役並み所得者」とは、所得の基準で①を超える場合をいいます。

①所得の基準	住民税課税所得	145万円
--------	---------	-------

☆ただし、収入の額が②のいずれかの金額未満の場合は、市町村窓口へ申請し認定を受けると、原則申請の翌月1日から1割負担になります。

②収入の基準	被保険者が1人の世帯【当該被保険者の収入額】	383万円
	被保険者が1人で、同一世帯に70～74歳の方がいる世帯【当該被保険者及び同一世帯に属する70歳～74歳の方の合計収入額】	520万円
	被保険者が複数いる世帯【同一世帯の被保険者の合計収入額】	520万円

●医療機関へのお支払いが困難な場合

医療機関へのお支払いが困難な場合は、役場住民課年金保険係へご相談ください

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、医療機関へのお支払いが困難な方については、一時的・臨時的に窓口負担の減免を受けられる場合があります。

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

該当となる方には、7月中に新しい減額認定証を送付しますので8月1日からはそちらをご使用ください。

※有効期間が保険証と異なりますのでご注意ください。

減額認定証の交付対象となるのは、
次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	●世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	●老齢福祉年金を受給されている方

交付年月日 平成23年 8月 1日

0 1 2 3 4 5 6 7

住所 広城市連合町1丁目

氏名 後期 一郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

有効期日 平成23年 8月 1日

有効期限 平成24年 7月31日

減額区分 区分Ⅰ

保険者印 印

30011010

必印 (朱)



減額認定証の色も変わりません（オレンジ色です）

東日本大震災で被災された 後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

◆保険証について

保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険証をお持ちでない方について、6月末までは、氏名・生年月日・住所を医療機関にお申し出いただくことで受診できる取扱いでしたが、平成23年7月1日からは通常どおり保険証の提示が必要となっております。保険証の再交付を希望される方は役場住民課年金保険係にお問い合わせください。

◆保険料や医療機関へのお支払いが困難な方について

住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料や医療機関へのお支払い（一部負担金）が困難となった方については、申請により、減額、免除または徴収猶予が受けられる場合があります。また、年金から保険料をお支払いすることが困難な場合については、「口座振替」や「納入通知書」によるお支払いに変更することもできます。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
(☎011-290-5601)

役場住民課年金保険係

1階④番窓口
☎485-2111内線129